

開催日時 平成29年6月21日（水曜日）
午前10時30分

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限 平成29年6月20日（火曜日）
午後5時30分まで

第99期 定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

目次	第99期定時株主総会招集ご通知	1
	(添付書類)	
	事業報告	4
	連結計算書類	18
	計算書類	31
	監査報告書	42
	株主総会参考書類	45
	株主総会会場ご案内図	

伊藤忠食品株式会社

株 主 各 位

大阪市中央区城見二丁目2番22号

伊藤忠食品株式会社

代表取締役社長執行役員 濱 口 泰 三

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第99期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.itochu-shokuhin.com/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

【株主総会にご出席の場合】

1. お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

【株主総会にご出席願えない場合】

次のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 書面の郵送による方法
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
2. インターネット等による方法
(1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (4) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがって手続きください。
 - ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご登録住所・株数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社

証券代行事務センター



0120-782-031

(受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

<機関投資家の皆様へ>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や企業収益の一部に足踏み状態が見られたものの、政府の経済政策を背景に雇用・所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国を始めとする新興国経済の景気減速や英国が欧州連合（EU）離脱を決定するなど海外経済の不確実性の高まりに加え、各国の政治情勢の変動などから、先行きは不透明な状況が続いております。

食品流通業界におきましては、社会保障費の負担増などから堅調に推移しつつあった個人消費に下押し圧力が強まってきており、また、人手不足とこれに伴う労働コストの上昇、加えて業種・業態の垣根を越えた競争の激化から引き続き厳しい事業環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする「中期経営計画」の目標達成に向け、既存顧客との取引深耕と新規顧客の獲得に取り組み、さらにW E B 関連・ブランド事業及びギフト・酒類を中心とした分野を強化・推進してまいりました。

具体的には昨年4月に「事業開発本部」を新設しE C 事業・ブランド事業の取り組みを強化するべく体制を整備、9月にはW E B 関連の新たなビジネスモデルの構築・推進を加速するため「E マーケティング事業部」を新設いたしました。また、ギフト事業の拡大を目的にカタログギフト事業大手「リンベル(株)」と業務提携契約を締結、酒類分野の強化を目的に輸入専門商社「リードオフジャパン(株)」と資本業務提携契約を締結、さらにアメリカでNo. 1のプロセッコ流通実績を持つイタリアの「Mionetto (ミオネット)」と日本における販売総代理店契約を締結するなど、卸機能の強化、新カテゴリー・販路獲得を推進いたしました。

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、組織小売業との取引拡大や販路拡大などの増加要因はあったものの、主要取引先との一部メーカー商品取扱い減少により、6,310億2百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高	構成比	前期比増減率
ビール	163,689百万円	26.0%	5.7%
和洋酒	101,271	16.1	7.6
調味料・缶詰	99,281	15.7	△0.5
嗜好・飲料	125,736	19.9	△17.8
麺・乾物	44,888	7.1	△23.9
冷凍・チルド	25,312	4.0	1.0
ギフト	48,837	7.7	4.9
その他	21,984	3.5	5.8
合計	631,002百万円	100.0%	△3.4%

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料（第3のビール）の売上高は「ビール」に含んでおります。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、減収により売上総利益がダウンしたことから、経常利益は45億65百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益を特別利益に計上したことなどにより、33億72百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9億55百万円で、その主なものは物流センターの増強工事及び設備更改費用等6億11百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

食品流通業界は、個人消費の下押し圧力、少子高齢化による市場の縮小、また恒常的な人手不足とこれに伴う労働コストの上昇が見込まれるなど、引き続き厳しい事業環境が続くものと思われま

す。また、業界を取り巻く法令等の面では、「食品表示基準の一部改正（原料原産地表示制度の変更）」「酒税法の改正」など、外部環境の変化が食品流通業界に与える影響は大きいものと推測いたします。

このような状況下、当社グループは、昨年4月に策定した「中期経営計画」の達成に向け、中核事業では広域及び各地方・地域に密着した既存顧客との取引深耕と新規顧客の獲得に取り組み、当社らしい分野としてW E B 関連・ブランド事業及びギフト・酒類を中心とした「ナンバー1戦略」を推進いたします。加えて戦略的パートナーとの連携による卸機能の強化、新カテゴリー・販路拡大を推進することで1兆円以上の売上規模を獲得し、さらに経常利益率1%を目指してまいります。

また、これらの重点戦略を支えるため、全社的な業務改革・B P Rの推進、リスクマネジメント機能の強化、健全な企業活動の基礎となるコンプライアンスの徹底など、経営基盤の強化に継続して取り組んでまいります。

当社グループが将来にわたり成長し続けるためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客のニーズを先取りし、卸機能を一層磨いていくことが課題であると認識しております。そして、卸としての価値を高めると同時に、事業を通じて社会課題を解決し社会に貢献することで、すべてのステークホルダーから「信頼」されるグッドカンパニーを目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第96期 平成26年3月期	第97期 平成27年3月期	第98期 平成28年3月期	第99期(当期) 平成29年3月期
売 上 高(百万円)	630,464	617,606	653,016	631,002
営 業 利 益(百万円)	3,304	3,670	3,983	3,779
経 常 利 益(百万円)	4,226	4,508	4,669	4,565
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,256	2,581	3,002	3,372
1株当たり当期純利益(円)	253.69	201.08	233.91	265.11
総 資 産(百万円)	201,682	203,208	219,116	211,367
純 資 産(百万円)	69,212	74,829	76,732	79,702
1株当たり純資産(円)	5,388.12	5,825.46	5,975.37	6,280.07

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含み当社株式を6,634千株（議決権比率52.3%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議の上、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積もり合わせや近隣相場を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20百万円	100.0%	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	サービス業

当社の連結子会社は「③重要な子会社の状況」に記載している4社であり、持分法適用会社は3社（非連結子会社1社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社：大阪、東京
 営業所：大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、九州
 物流センター：北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 重要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社：大阪 物流センター：中京
 ISCビジネスサポート(株) 本社：東京
 (株)スハラ食品 本社：北海道
 (株)アイ・エム・シー 本社：大阪

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,087名	11名増

(注) 上記には臨時従業員860名（年間平均人員数）を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,032,690株
- (注) 発行済株式の総数には自己株式が345,261株含まれております。
- (3) 株 主 数 14,640名 (前期末比295名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,620 千株	52.18 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.42
味 の 素 株 式 会 社	339	2.67
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	296	2.34
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス 信 託 銀 行 株 式 会 社	249	1.96
伊 藤 忠 食 品 従 業 員 持 株 会	148	1.17
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口5)	88	0.69
は ご ろ も フ ー ズ 株 式 会 社	87	0.69
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	86	0.68
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信託銀行株式会社 (信託口)	74	0.59

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が345千株あります。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。
4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	濱 口 泰 三	社長執行役員、株式会社ミルボン社外取締役
取 締 役	松 本 耕 一	専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼業務改革本部本部長)C S R 担当(兼コンプライアンス担当)
取 締 役	大 釜 賢 一	専務執行役員営業統括本部統括本部長、株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長
取 締 役	三 浦 浩 一	専務執行役員東海営業本部本部長
取 締 役	大 崎 剛	執行役員営業統括本部統括副本部長
取 締 役	星 秀 一	相談役
取 締 役	川 村 博	—
取 締 役	橋 本 健	—
取 締 役	高 垣 晴 雄	伊藤忠商事株式会社食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役 (非常勤)、コンフェックス株式会社社外取締役、株式会社昭和社外取締役
常 勤 監 査 役	姫 野 彰	—
監 査 役	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長 (弁護士)、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社T J Mデザイン社外監査役
監 査 役	神 野 純 弘	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーC F O 補佐、ジャパンフーズ株式会社社外監査役
監 査 役	桜 木 正 人	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーC F O 補佐(兼食料経理室長、伊藤忠製糖株式会社監査役 (非常勤))

- (注) 1. 取締役川村博氏及び橋本健氏は、社外取締役であります。なお、当社は、川村博氏及び橋本健氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野彰氏及び増岡研介氏は、社外監査役であります。なお、当社は、姫野彰氏及び増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
平成28年6月16日開催の第98期定時株主総会において、新たに、濱口泰三氏、大崎剛氏及び橋本健氏は取締役に選任され、また、神野純弘氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
平成28年6月16日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって、阿部淳一氏は取締役に退任し、平成29年3月31日をもって、神野純弘氏は辞任により監査役に退任されました。
5. 当事業年度末日後の平成29年4月1日付で、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

氏 名	新	旧
松 本 耕 一	取締役専務執行役員特命事項担当(兼職能本部本部長)兼コンプライアンス担当	取締役専務執行役員管理統括本部統括本部長(兼業務改革本部本部長)C S R 担当(兼コンプライアンス担当)
大 釜 賢 一	取締役専務執行役員社長補佐	取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長
大 崎 剛	取締役執行役員広域第三営業本部管掌	取締役執行役員営業統括本部統括副本部長
高 垣 晴 雄	取締役執行役員社長補佐	取締役 (非常勤)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに監査役である増岡研介氏、神野純弘氏及び桜木正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	232百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	31百万円 (22百万円)
合 計	13名 (4名)	263百万円 (31百万円)

(注) 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額66百万円を含めております。なお、平成28年6月17日に役員賞与63百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	川 村 博	—	—	—
	橋 本 健	—	—	—
監査役	姫 野 彰	—	—	—
	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	—
		株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	仕入先
	株式会社TJMデザイン	社外監査役	—	

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川村 博	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	橋本 健	取締役就任以降開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、議事の活性化に貢献しております。
監査役	姫野 彰	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のすべてに出席し、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	増岡 研介	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、平成18年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。(平成29年5月1日付で一部改訂を行っております。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、I S Cグループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに對し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わない。
- ⑥ 社長直轄の監査部を設置し、監査部は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手續ぎ及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。
- ⑦ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報管理規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」に従い関連部署からなる「投資委員会」にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱い商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。
災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制部を設置し、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備と運用を図るものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
- ④ 当社は、子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、每期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもちない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部及び内部統制部との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、コンプライアンス体制及び基本方針ならびにコンプライアンス事案発生時の対応について定めた「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に基づき、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、傘下の「独占禁止法分科会」からの上程事項に関する決議及び「コンプライアンス責任者会議」「I S Cグループコンプライアンス連絡会」を通じた法令遵守の指揮命令を行っております。
- ② 内部通報システムにおいて受付窓口として設置しているコンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口の具体的な連絡先を、「伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程」に基づき、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」、従業員向けポータルサイト及びグループ会社向けポータルサイトに掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。
- ③ 当社が事業を継続する上で関連性が高いと位置付けた「独占禁止法」及び「下請法」の周知徹底を図るため、全従業員を対象に社内研修（Eラーニング）を実施いたしました。
- ④ 当社グループにおけるコンプライアンスに関する意識の程度及び各組織におけるリスクや課題を把握し、今後の各種制度・施策、教育研修等へ活用することを目的に、当社グループ全従業員を対象にコンプライアンスに関わる意識の実態調査を実施いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 災害リスクに対応するため、平成28年11月、「CSR委員会」傘下の「BCM分科会」が主導し、大阪での大地震災害を想定したBCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理の対応については、食品表示法の周知のため、品質保証部が主催となって全従業員向けに研修「景品表示法セミナー」開催及び「食品表示基礎講座」(Eラーニング)を実施いたしました。また、商品事故・クレームの発生に、よりの確・迅速に対応するため、報告義務の徹底を行い、報告方法及び報告ルートを明確化しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との商取引・金融取引を含めた一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力による被害を防止するために対応を総括する部署を設置しております。また、反社会的勢力による被害を防止し、関係を遮断するための措置として、新規の契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、反社会的勢力排除条項を含む契約への改定または「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を実施しております。

(4) 取締役の職務執行

取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監視・監督が行えるよう決議に加わり、業務執行取締役は、取締役会において自己の職務執行の状況報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、本部長連絡会、投資委員会、コンプライアンス委員会、I S Cグループコンプライアンス連絡会等に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ② 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、内部監査を担当する監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査の結果や実施の状況についての情報を共有しております。また、年1回程度、監査部及び会計監査人との間で、情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図るため「三様監査情報交換会」を開催しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	151,592	流動負債	118,485
現金及び預金	3,689	買掛金	105,452
受取手形及び売掛金	76,572	1年以内返済予定の長期借入金	20
商品及び製品	13,464	リース債務	588
繰延税金資産	600	未払法人税等	1,007
未収入金	18,724	賞与引当金	1,107
関係会社預け金	38,400	役員賞与引当金	70
その他	173	資産除去債務	187
貸倒引当金	△31	その他	10,050
固定資産	59,775	固定負債	13,180
有形固定資産	24,492	長期借入金	78
建物及び構築物	5,526	リース債務	7,391
機械装置及び運搬具	40	繰延税金負債	3,662
器具及び備品	4,476	設備休止損失引当金	35
土地	7,213	資産除去債務	340
リース資産	7,235	退職給付に係る負債	381
無形固定資産	1,037	その他	1,289
ソフトウェア	1,013	負債合計	131,665
その他	24	純資産の部	
投資その他の資産	34,245	科目	金額
投資有価証券	22,920	株主資本	70,678
長期貸付金	136	資本金	4,923
繰延税金資産	82	資本剰余金	7,165
退職給付に係る資産	1,512	利益剰余金	59,774
差入保証金	9,009	自己株式	△1,184
その他	812	その他の包括利益累計額	8,998
貸倒引当金	△228	その他有価証券評価差額金	8,963
		退職給付に係る調整累計額	35
		非支配株主持分	24
資産合計	211,367	純資産合計	79,702
		負債・純資産合計	211,367

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		631,002
売上原価		596,137
売上総利益		34,865
販売費及び一般管理費		31,085
営業利益		3,779
営業外収益		
受取利息及び配当金	579	
持分法による投資利益	51	
その他	480	1,110
営業外費用		
支払利息	159	
その他	165	324
経常利益		4,565
特別利益		
固定資産売却益	289	
投資有価証券売却益	54	
設備休止損失引当金取崩益	125	469
特別損失		
投資有価証券評価損	49	49
税金等調整前当期純利益		4,986
法人税、住民税及び事業税	1,495	
法人税等調整額	117	1,612
当期純利益		3,373
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		3,372

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,165	57,360	△586	68,862
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△957		△957
親会社株主に帰属する当期純利益			3,372		3,372
自 己 株 式 の 取 得				△598	△598
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,414	△598	1,816
当 期 末 残 高	4,923	7,165	59,774	△1,184	70,678

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,850	△4	7,845	23	76,732
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△957
親会社株主に帰属する当期純利益					3,372
自 己 株 式 の 取 得					△598
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,112	40	1,152	0	1,153
当 期 変 動 額 合 計	1,112	40	1,152	0	2,970
当 期 末 残 高	8,963	35	8,998	24	79,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、I S C ビジネスサポート(株)、
(株)スハラ食品、(株)アイ・エム・シー

(2) 非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

非連結子会社1社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

(2) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会 社 名 : (株)中部メイカン、(株)Up Table

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～31年
機械装置及び運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報に関する注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

投資有価証券 13百万円

②担保に係る債務

買掛金 104百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,580百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

㈱宝来商店 338百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,032,690	—	—	13,032,690

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	195,183	150,078	—	345,261

（注）自己株式の増加150,078株は、取締役会決議による自己株式の取得150,000株及び単元未満株式の買取り78株であります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月16日 定時株主総会	普通株式	513	40	平成28年3月31日	平成28年6月17日
平成28年11月1日 取締役会	普通株式	444	35	平成28年9月30日	平成28年12月1日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	507	40	平成29年3月31日	平成29年6月22日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

関係会社預け金は、親会社である伊藤忠商事(株)のグループ金融制度の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び審査部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式ですが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。
(注2) 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,689	3,689	-
(2) 受取手形及び売掛金	76,572	76,572	-
(3) 投資有価証券	20,631	20,631	-
(4) 未収入金	18,724	18,724	-
(5) 関係会社預け金	38,400	38,400	-
資産計	158,018	158,018	-
(6) 買掛金	105,452	105,452	-
(7) リース債務	7,980	8,534	553
負債計	113,433	113,986	553

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金及び(5) 関係会社預け金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
株式等の時価については主に取引所の価格によっております。

負 債

- (6) 買掛金
これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) リース債務
リース債務の時価は元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,288

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,689	-	-	-
受取手形及び売掛金	76,572	-	-	-
未収入金	18,724	-	-	-
関係会社預け金	38,400	-	-	-
合 計	137,386	-	-	-

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	588	587	585	577	567	5,073

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 6,280円07銭
- 1株当たり当期純利益 265円11銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- ・ 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 3,372百万円
- ・ 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,372百万円
- ・ 普通株主に帰属しない金額 -百万円
- ・ 普通株式の期中平均株式数 12,721,181株

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付年金制度及び退職一時金制度を、一部の連結子会社では、確定拠出型の年金制度を設けております。また、当社は、当該制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しております。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成28年3月31日現在）	
a. 年金資産の額	22,975百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	33,225百万円
c. 差引額（a－b）	△10,249百万円
②制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	3.40%

③補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,705百万円及び別途積立金2,456百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間17年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,995百万円
勤務費用	276
利息費用	41
数理計算上の差異の発生額	△9
退職給付の支払額	△336
退職給付債務の期末残高	3,967百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,112百万円
期待運用収益	153
数理計算上の差異の発生額	△45
事業主からの拠出額	192
退職給付の支払額	△313
年金資産の期末残高	5,099百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	3,586百万円
年金資産	<u>△5,099</u>
	△1,512百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>381百万円</u>
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△1,131百万円
退職給付に係る負債	381
退職給付に係る資産	<u>1,512</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,131百万円
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	276百万円
利息費用	41
期待運用収益	△153
過去勤務費用の処理額	△3
数理計算上の差異の処理額	97
連合設立型基金への掛金拠出	94
その他	<u>1</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	354百万円
(5) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	3百万円
数理計算上の差異	<u>△61</u>
合計	△57百万円
(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	△13百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△37</u>
合計	△51百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	22%
債券	39
保険資産（一般勘定）	29
その他	10
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	3.0%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	149,033	流動負債	117,486
現金及び預金	3,098	買掛金	103,431
受取手形	2,211	リース負債	533
売掛金	72,880	未払金	9,665
商品及び製品	12,863	未払法人税等	927
前払費用	107	賞与引当金	986
繰延税金資産	485	役員賞与引当金	66
未収入金	18,470	資産除去債務	187
関係会社預け金	38,400	その他	1,688
その他の現金	527	固定負債	11,921
貸倒引当金	△12	リース負債	7,247
固定資産	58,425	繰延税金負債	3,270
有形固定資産	19,632	預り保証金	953
建物	3,309	設備休止損失引当金	35
構築物	26	資産除去債務	331
車両運搬具	11	その他	83
器具及び備品	4,365	負債合計	129,407
土地	4,875	純資産の部	
リース資産	7,044	科 目	金 額
無形固定資産	983	株主資本	69,180
ソフトウェア	972	資本剰余金	4,923
その他の資産	10	資本剰余金	7,162
投資その他の資産	37,810	資本準備金	7,161
投資有価証券	21,694	その他資本剰余金	0
関係会社株式	3,569	利益剰余金	58,279
関係会社長期貸付金	2,252	利益準備金	1,230
長期貸付金	136	その他利益剰余金	57,048
破産更生債権等	144	固定資産圧縮積立金	63
差入保証金	8,137	特別償却準備金	24
その他の現金	2,102	別途積立金	53,300
貸倒引当金	△226	繰越利益剰余金	3,661
資産合計	207,459	自己株式	△1,184
		評価・換算差額等	8,871
		その他有価証券評価差額金	8,871
		純資産合計	78,051
		負債・純資産合計	207,459

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	617,741
売上原価	585,374
売上総利益	32,367
販売費及び一般管理費	28,931
営業利益	3,435
営業外収益	633
受取利息及び配当金	386
その他	1,020
営業外費用	157
支払利息	145
その他	302
経常利益	4,153
特別利益	282
固定資産売却益	54
投資有価証券売却益	125
設備休止損失引当金取崩益	462
特別損失	49
投資有価証券評価損	49
税引前当期純利益	4,566
法人税、住民税及び事業税	1,346
法人税等調整額	96
当期純利益	3,124

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,923	7,161	0	7,162	1,230

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	70	38	51,300	3,472
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△957
当 期 純 利 益				3,124
固定資産圧縮積立金の取崩	△7			7
特別償却準備金の取崩		△14		14
別途積立金の積立			2,000	△2,000
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△7	△14	2,000	188
当 期 末 残 高	63	24	53,300	3,661

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	56,112	△586	67,612	7,767	75,380
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△957		△957		△957
当 期 純 利 益	3,124		3,124		3,124
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
別 途 積 立 金 の 積 立					
自 己 株 式 の 取 得		△598	△598		△598
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				1,103	1,103
当 期 変 動 額 合 計	2,166	△598	1,567	1,103	2,671
当 期 末 残 高	58,279	△1,184	69,180	8,871	78,051

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
また、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

- (2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	4,931百万円
短期金銭債務	17,454百万円
長期金銭債権	300百万円
長期金銭債務	3,689百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,712百万円

3. 保証債務

下記の会社の仕入債務について保証を行っております。

(株)宝来商店 338百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	21,348百万円
仕入高	90,658百万円
運送費	3,924百万円
その他の営業取引高	1,423百万円
営業取引以外の取引高	320百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	195,183	150,078	-	345,261

(注) 自己株式の増加150,078株は、取締役会決議による自己株式の取得150,000株及び単元未満株式の買取り78株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産・負債（流動）の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
未払事業税	62百万円
賞与引当金	303
資産除去債務	57
その他	100
(繰延税金資産合計)	<u>524百万円</u>
(2) 繰延税金負債	
未収入金	39百万円
(繰延税金負債合計)	<u>39百万円</u>
(繰延税金資産純額)	<u>485百万円</u>

2. 繰延税金資産・負債（固定）の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
投資有価証券	602百万円
関係会社株式	33
貸倒引当金	73
資産除去債務	101
その他有価証券評価差額金	14
減損損失	44
その他	230
繰延税金資産小計	<u>1,099百万円</u>
評価性引当額	<u>△706</u>
(繰延税金資産合計)	<u>393百万円</u>

(2) 繰延税金負債	
有形固定資産	110百万円
前払年金費用	447
その他有価証券評価差額金	3,105
(繰延税金負債合計)	<u>3,663百万円</u>
(繰延税金負債純額)	<u>3,270百万円</u>

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.8%
(調整内容)	
交際費等	1.1
受取配当金等	△1.2
住民税均等割	1.1
評価性引当額	△0.3
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等負担率	<u>31.6%</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	4,927百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	4,170百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	820百万円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	伊藤忠 商事(株)	大阪市 北区	253,448	総合商社	直接52.2 間接 0.1	当社の仕入先 役員の兼任 土地・建物の賃借	商品の仕入	77,473	買掛金	14,255
									未収入金 (割戻)	356
							資金の預入	36,679	関係会社 預け金	38,400
							受取利息	84	未収入金 (利息)	20
							リース債務 の返済	177	リース債務	3,870
支払利息	71									

(注) 1. 上記以外に親会社である伊藤忠商事(株)からオペレーティング・リース契約により物流センターの賃借を行っておりま
す。これに関わるものは次のとおりであります。

- | | |
|----------------|--------------|
| 賃借料 | 321百万円 |
| 差入保証金 | 300百万円 |
| オペレーティング・リース契約 | 5,872百万円 |
| オペレーティング・リース契約 | 未経過リース料 (土地) |
2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費
税等の額は含んでおりません。
3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
商品の仕入についての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議の上決定しております。
資金の預入については、伊藤忠商事(株)のグループ金融制度を利用したことによるもので、取引条件は市場金利を勘案し
た合理的な利率によっております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。
リース契約については、提示された見積りを他社より入手した見積と比較し、協議のうえ決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新日本流通 サービス(株)	大阪市 中央区	20	貨物運送 取扱業	直接100.0	運送の委託 役員の兼任	貸付資金の 回収	87	関係会社 長期貸付金	2,252
							受取利息	7		

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、物流センター新設に伴う資金の貸付になります。
2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費
税等の額は含んでおりません。
3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,151円91銭
2. 1株当たり当期純利益	245円58銭
※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・ 損益計算書上の当期純利益	3,124百万円
・ 普通株式に係る当期純利益	3,124百万円
・ 普通株主に帰属しない金額	－百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	12,721,181株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神谷直巳 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東昌一 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

伊藤忠食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 神谷直巳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東昌一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査いたしました。

③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 姫 野 彰 ㊟

社外監査役 増 岡 研 介 ㊟

監査役 桜 木 正 人 ㊟

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、内部留保にも意を用い、継続的に安定配当を行う所存であります。

つきましては、以下のとおり第99期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円

総額 507,497,160円

なお、中間配当金（1株につき35円）を含めました1株当たりの年間配当金は、75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,200,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営環境の変化に的確に対応するため2名を増員し、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はまぐち たいぞう 濱 口 泰 三 昭和25年10月29日生	昭和48年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社 広域流通部長 平成16年6月 同社 執行役員食料カンパニープレジデント補佐 平成16年12月 当社 代表取締役社長 平成18年12月 当社 代表取締役社長執行役員 平成25年6月 当社 代表取締役会長執行役員 平成26年6月 当社 取締役会長執行役員 平成27年6月 当社 会長 平成28年6月 当社 代表取締役社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ミルボン社外取締役	13,300株
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 濱口泰三氏は、食品流通業界における幅広い見識と企業経営者としての豊富な経験を有するとともに人格、見識ともに優れております。また、取引先を含むステークホルダーからの期待及び当社を取り巻く市場環境、これらに対する当社の強み及び課題を熟知しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おおがま けんいち 大 釜 賢 一 昭和29年3月20日生	昭和48年4月 当社 入社 平成14年4月 当社 大阪支社営業第八部長 平成19年12月 当社 執行役員西日本営業本部副本部長 平成20年4月 当社 執行役員東海営業本部副本部長 平成23年4月 当社 常務執行役員西日本営業本部副本部長 平成24年6月 当社 取締役常務執行役員西日本営業本部副本部長 平成26年4月 当社 取締役常務執行役員営業統括本部統括本部長 平成26年6月 当社 取締役専務執行役員営業統括本部統括本部長 平成29年4月 当社 取締役専務執行役員社長補佐（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長	2,000株
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 大釜賢一氏は、長年にわたり営業部門の責任者として従事し、豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、営業推進力の強化ならびに営業各部の有機的な連携に寄与しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			

招集
通知

事業
報告

計算
書類等

監査
報告書

株主
総会参考
書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> み づら こつ いち 三 浦 浩 一 昭和30年2月28日生	昭和49年3月 当社 入社 平成2年11月 当社 直販事業本部販売第二部長 平成8年10月 当社 名古屋支社営業第六部長 平成20年10月 当社 東海営業本部副本部長 平成24年4月 当社 東海営業本部本部長 平成24年6月 当社 執行役員東海営業本部本部長 平成26年6月 当社 常務執行役員東海営業本部本部長 平成27年6月 当社 取締役常務執行役員東海営業本部本部長 平成28年6月 当社 取締役専務執行役員東海営業本部本部長（現任）	3,500株
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 三浦浩一氏は、営業分野において豊富な業務経験と知見を有し、東海営業本部の業績を牽引するとともに全社の安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお さき つよし 大 崎 剛 昭和35年4月20日生	昭和59年4月 伊藤萬株式会社入社 平成2年8月 伊藤忠商事株式会社入社 平成20年4月 同社 繊維資材・ライフスタイル部繊維資材・ライフスタイル第二課長 平成22年4月 同社 繊維資材・ライフスタイル部長 平成27年7月 伊藤忠ホームファッション株式会社代表取締役社長 平成28年4月 当社 顧問 平成28年6月 当社 取締役執行役員営業統括本部統括副本部長 平成29年4月 当社 取締役執行役員広域第三営業本部管掌（現任） （伊藤忠商事株式会社より出向）	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 大崎剛氏は、伊藤忠商事株式会社において長年にわたり繊維資材部門に携わり、伊藤忠ホームファッション株式会社にて代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。また、平成28年6月に当社取締役に就任し、全社の安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たか がき はる お 高 垣 晴 雄 昭和39年1月23日生	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成19年4月 同社 ブランドマーケティング第一部ブランドマーケティング第六課長 平成23年4月 同社 業務部長代行 平成26年4月 同社 生鮮食品部門長 平成27年4月 同社 食品流通部門長 平成27年6月 当社 取締役（非常勤） 平成29年4月 当社 取締役執行役員社長補佐（現任）	—
<div style="border-top: 1px dashed black; padding-top: 5px;"> ■取締役候補者とした理由 高垣晴雄氏は、伊藤忠商事株式会社において、主に繊維、食料部門に従事し、食品流通部門長などの要職を歴任するなど、多様な経験ならびに企業経営に関する幅広い見識を有しております。また、平成27年6月以降は当社取締役として、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。 </div>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	<p>新任</p> <p>さか い たけ お 酒 井 健 雄 昭和32年5月1日生</p>	<p>昭和56年4月 当社 入社</p> <p>平成17年10月 当社 財経本部財経部部长</p> <p>平成21年1月 当社 財経本部副本部长</p> <p>平成24年4月 当社 経営企画室副室長</p> <p>平成24年6月 当社 執行役員経営企画室副室長</p> <p>平成25年4月 当社 執行役員経営企画部部长</p> <p>平成28年6月 当社 常務執行役員経営企画本部本部长</p> <p>平成29年4月 当社 常務執行役員経営企画本部本部长(兼)CSR担当 (現任)</p>	2,400株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>酒井健雄氏は、財務経理部門にて要職を歴任し、平成24年6月に執行役員就任、現在、当社常務執行役員経営企画本部本部长としてコーポレートガバナンス及び経営管理の分野において当社を牽引しております。これまでの豊富な経験と知見を活かして取締役としての職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
7	<p>新任</p> <p>かわ ぐち こう いち 川 口 浩 一 昭和32年12月16日生</p>	<p>昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社</p> <p>平成10年5月 同社 石炭部石炭第一課長</p> <p>平成18年4月 同社 石炭部長</p> <p>平成25年4月 同社 石炭・原子力・ソーラー部門長</p> <p>平成27年4月 同社 アセアン・南西アジア総支配人補佐(兼)伊藤忠インドネシア会社社長</p> <p>平成28年4月 同社 アジア・大洋州総支配人補佐(兼)伊藤忠インドネシア会社社長</p> <p>平成29年5月 同社 食品流通部門部門付</p> <p>平成29年6月 当社 執行役員職能本部本部长(兼)コンプライアンス担当 (現任)</p> <p>(伊藤忠商事株式会社より出向)</p>	—
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>川口浩一氏は、伊藤忠商事株式会社において、長年にわたり主に資源部門に携わり、同社の海外現地法人の社長を務めるなど、経営管理の実務経験や幅広い見識を有しております。これらの経験を活かし、現在、当社執行役員職能本部本部长を務めております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ごとう あき ひこ 後藤 晶彦 昭和33年6月14日生	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年7月 同社 金融・不動産・保険・物流経営管理部金融・保険・物流管理課長 平成20年10月 伊藤忠インドネシア会社副社長 平成26年5月 伊藤忠シェアードマネジメントサービス株式会社取締役副社長 平成27年4月 伊藤忠フィナンシャルマネジメント株式会社取締役副社長 平成29年4月 当社 執行役員経本部長（現任） （伊藤忠商事株式会社より出向）	—
■取締役候補者とした理由 後藤晶彦氏は、伊藤忠商事株式会社の国内外の子会社等において、役員を歴任するなど豊富なマネジメント経験及び財務、経理等に関する専門知識を有しております。また、現在、当社執行役員経本部長として業務を遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ほそ み けん すけ 細見 研介 昭和37年12月31日生	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社 ブランドマーケティング事業部ブランドマーケティング第七課長 平成22年4月 同社 ブランドマーケティング第三部長 平成26年4月 同社 ブランドマーケティング第二部門長 平成27年7月 同社 C P ・ C I T I C 戦略室長代行 平成29年4月 同社 執行役員食品流通部門長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本アクセス取締役（非常勤） 株式会社ファミリーマート取締役（非常勤） TAIWAN DISTRIBUTION CENTER CO.,LTD.副董事長（非常勤） コンフェックス株式会社社外取締役 川辺株式会社社外取締役 ワタキューセイモア株式会社社外監査役	—
■取締役候補者とした理由 細見研介氏は、伊藤忠商事株式会社において、執行役員食品流通部門長を務められ、豊富な経験と幅広い見識等を有しており、当社取締役会の適正な意思決定ならびに監督等の職務を適切に遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> かわむらひろし 川村博 昭和22年4月28日生	昭和46年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和50年10月 公認会計士登録 平成5年6月 同法人代表社員 平成23年2月 同法人退所 平成23年6月 公益財団法人塩事業センター研究開発評価委員 平成27年6月 当社 取締役（現任）	—
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>川村博氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士の資格を持ち、企業財務及び会計に関する高度な専門性と豊富な経験を有しております。また、平成27年6月に当社社外取締役に就任し、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、川村博氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">独立役員</div> はしもとけん 橋本健 昭和26年9月7日生	昭和49年4月 花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社 平成11年11月 同社 化成品事業部長 平成18年3月 同社 購買部門統括 平成20年6月 同社 取締役執行役員 平成24年6月 同社 取締役常務執行役員会計財務部門担当(兼)情報システム部門担当 平成25年3月 同社 購買部門担当 平成26年8月 株式会社吉川国工業所顧問（現任） 平成28年6月 当社 取締役（現任）	—
<p>■社外取締役候補者とした理由</p> <p>橋本健氏は、花王株式会社において要職を歴任し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識等を有しております。また、平成28年6月に当社社外取締役に就任し、コーポレートガバナンスの向上に資する助言ならびに監督等の職務を適切に遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>■独立役員に関する事項</p> <p>当社は、橋本健氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			

招集
通知

事業
報告

計算
書類等

監査
報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川村博氏及び橋本健氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川村博氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 橋本健氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項について
川村博氏が、株式会社雪国まいたけの社外監査役であった在任期間中である平成25年11月、同社は、過去に取得した土地の資産計上方法、一部事業用資産の減損、過年度における広告宣伝費の会計処理に関する不適切な会計処理が判明したため、平成21年3月期第2四半期から平成26年3月期第1四半期までの決算について、金融商品取引法に基づく訂正を行いました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、これらの事実発覚後、社内調査委員会の委員として徹底した調査及び再発防止に関する提言を行っております。
6. 大崎剛氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、47頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間に於いて、特定関係事業者である株式会社寺岡製作所の役員でありました。
7. 高垣晴雄氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は、47頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間に於いて、特定関係事業者である株式会社日本アクセス、コンフェックス株式会社、株式会社昭和、株式会社ファミリーマート、ジャパンフーズ株式会社、TAIWAN DISTRIBUTION CENTER CO.,LTD.及びDole International Holdings株式会社の役員でありました。
8. 川口浩一氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、48頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間に於いて、特定関係事業者であるITOCHU Coal Americas Inc.、ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd及びPT.BHIMASENA POWER INDONESIAの役員でありました。
9. 後藤晶彦氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、49頁の略歴に記載のとおりであります。
10. 細見研介氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、49頁の略歴に記載のとおりであります。
11. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、川村博氏及び橋本健氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、細見研介氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

適正かつ有効な監査体制を維持継続するため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者太田有哉氏は、本年3月31日をもって監査役を辞任により退任された神野純弘氏の補欠として選任をお願いするもので、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。

なお、本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

また、本議案の本株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> おお たり ちか 太田有哉 昭和43年11月13日生	平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成22年4月 同社 リスクマネジメント部食料リスク管理チーム長 平成23年4月 同社 食料リスク管理室長 平成24年4月 同社 金属事業・リスク管理室長 平成25年4月 同社 中国経営管理グループ(兼)上海伊藤忠商事有限公司 平成29年5月 同社 食料カンパニーCFO補佐(兼)食料リスク管理室長(現任)	—
■監査役候補者とした理由 太田有哉氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、伊藤忠商事株式会社においてリスクマネジメント部門での経験が長く、専門的知識と幅広い経験を有しております。これらの専門的知識及び経験を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 太田有哉氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は、上記の略歴に記載のとおりであります。
3. 責任限定契約の内容の概要について
 当社は、太田有哉氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年12月18日開催の第91期定時株主総会ならびに平成28年6月16日開催の第98期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は11名（うち社外取締役2名）となります。

（ご参考）

		現在		改定後
取締役の報酬額 の上限（年額）	総額	300百万円以内	⇒	400百万円以内（改定）
	うち 社外取締役	20百万円以内		20百万円以内（改定せず）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。